第１附属書　第二地域プランに対する変更の提案若しくは第一地域及び第三地域リストの新規若しくは変更された割当ての提案によって主管庁の業務が影響を受けるかどうか、又はこの付録に基づき他の主管庁の同意を求めることが必要かどうかを決定するための限界[25]

[25]　本附属書に関して、第２節を除き、限界とは、自由空間伝播を仮定して得られる電力束密度についていうものである。

本附属書の第２節に関しては、指定された限界とは、第５附属書の 2.2.4 の規定に基づき計算される総合等価保護マージンについていうものである。

改　1　第一地域及び第三地域プラン若しくはリストに適合する周波数割当て又は第一地域及び第三地域リストの新規変更された割当てに対する混信の限界

仮想自由空間の伝播条件下では、リストの提案された新規又は変更された割当ての電力束密度は-103.6dB(W/(m^2 · 27MHz))を越えてはならない。

第４条の 4.1.1a)又は b)の規定に関して、最悪の局固定条件下において、所要宇宙局と混信宇宙局との間の最小軌道角度が９度未満である場合、第一地域又は第三地域の主管庁は影響を受けているものと無線通信局によりみなされる。

ただし、以下のいずれかの条件が当てはまる場合、主管庁は影響を受けているとはみなされない。

a)　仮想自由空間の伝播条件下で、プラン若しくはリスト中の周波数の割当て又は第４条の手続が開始された割当てに関連する業務区域内のテストポイントの電力束密度が次の値を超えない場合。

改　6　11.7-12.2GHz[32]の周波数帯（第二地域）及び 12.2-12.5GHz の周波数帯（第三地域）の固定衛星業務（宇宙から地球）を保護するための第一地域及び第三地域プラン又はリストの割当て並びに 12.5-12.7GHz の周波数帯（第一地域）及び 12.2-12.7GHz の周波数帯（第三地域）の固定衛星業務（宇宙から地球）を保護するための第二地域プランの割当ての電力束密度の変更に対する制限

上記の一連の公式は次の各通信網にのみ適用される。

－　調整のための第４附属書の情報が 2002 年３月 30 日以前に無線通信局に受領される。

－　2002 年３月 30 日以前に使用が開始され、その使用開始日が無線通信局に確認される。

－　決議第 49（WRC-15、改）の第２附属書に従い、完全な真正性情報が 2002 年３月 30 日以前に無線通信局に受領される。

改　第４附属書　第一地域及び第三地域のプラン、リスト若しくはリストに対して提案された新規若しくは変更の割当てに関連する第二地域(11.7-12.2GHz)、第二地域のプラン若しくはプランに対して提案された変更に関連する第一地域(12.5-12.7GHz)及び第三地域(12.2-12.7GHz)又は第一地域のプラン、リスト若しくはリストに対する提案された新規若しくは変更の割当てに関連する第三地域(12.2-12.5GHz)において、プランを条件としない固定衛星業務又は放送衛星業務の送信宇宙局の調整の必要性（第７条参照）

－　仮想自由空間伝播条件下で、プランの重複する周波数割当ての業務区域にあるテストポイントの電力束密度は、次の値を超えないものとする。

付録第30A号*　第一地域及び第三地域における14.5-14.8GHz²及び17.3-18.1GHz並びに第二地域における17.3-17.8GHzの周波数帯の放送衛星業務（第一地域の11.7-12.5GHz、第二地域の12.2-12.7GHz及び第三地域の11.7-12.2GHzの周波数帯）用フィーダリンクに関する規定並びに関連するプラン及びリスト[1]

第2A条　ガードバンドの使用

改　2A.2　放送衛星業務のフィーダリンクの静止衛星通信網の運用支援において、これらの機能を提供するための割当ては、第 11 条の規定に基づき通告されるものとし、以下の期限のうちに使用を開始する[3bis]。

追　[3bis]　期限は要請が 2A.1.4 に基づき受領された時をもって確立する。

改　第４条　第二地域プランに対する変更又は第一地域及び第三地域における追加使用に関する手続

4.1　第一地域及び第三地域に適用する規定

4.1.1　フィーダリンクリストに新規又は変更の割当ての追記を提案する主管庁は、その業務が影響を受けるとみなされる主管庁、すなわち、以下のような主管庁の同意を求める。[1, 2]

a)　その必要周波数帯幅が提案された割当ての必要周波数帯幅と一部が重なるものであって、第一地域及び第三地域のフィーダリンクプランに含まれる放送衛星業務の宇宙局に対する固定衛星業務（地球から宇宙）のフィーダリンクの周波数割当てを有する第一地域及び第三地域の主管庁

b)　フィーダリンクリストに含まれる、又は付録第4号の規定に基づく完全な情報を4.1.3の規定に基づき無線通信局が受領したフィーダリンクの周波数割当てであって、その必要周波数帯幅が提案された割当ての必要周波数帯幅と一部重なる周波数割当てを有する第一地域及び第三地域の主管庁

c)　第二地域フィーダリンクプランに適合する、又は当該プランへの変更案を4.2.6の規定に基づき無線通信局が既に受領した放送衛星業務の宇宙局に対する固定衛星業務（地球から宇宙）のフィーダリンクの周波数割当てであって、その必要周波数帯幅が提案された割当ての必要周波数帯幅と一部重なる周波数割当てを有する第二地域の主管庁

d)　登録原簿に記録されている若しくは第9.7 号若しくは第７条 7.1 の規定に基づき調整済み若しくは調整中である放送衛星業務の宇宙局に対する固定衛星業務（地球から宇宙）の第二地域の 17.8-18.1GHz の周波数帯におけるフィーダリンクの割当て又はプランの対象になっていない固定衛星業務（地球から宇宙）の中で決議第 163(WRC-15)に掲げる国における 14.5-14.75GHz の周波数帯及び決議第 164(WRC-15)に掲げる国における 14.5-14.8GHz の周波数帯の周波数割当てであって、その必要周波数帯幅が提案された割当ての必要周波数帯幅と一部重なる周波数割当てを有する主管庁

改　4.1.3bis　リスト割当ての使用開始までの一定の期限は、以下のいずれかの理由による打上げ失敗の場合に、一度だけ最大３年間延長することができる。

－　割当ての使用を開始しようとしていた衛星の破壊。

－　別の割当ての使用を開始するために再配置しようとする予定であり、既に運用中の衛星を代替するために打上げられた衛星の破壊。

－　衛星は打上げられたが、割り当てられた軌道位置に投入できない。

この延長が認められるためには、打上げ失敗が付録第４号の完全な情報の受領日から５年以降に起きたものでなければならない。一定の期限の延長期間は、最大延長期間の３年と、打上げ失敗の日から一定の期限の終了日までの残りの期間との差を超えてはならない[1]。この延長を有効なものとするために、主管庁は、打上げ失敗から１か月又は 2003 年７月５日から１か月のいずれか遅い方の期間内に、当該失敗を書面で無線通信局に通知し、4.1.3 の規定に定める一定の期限が終了するまでに、以下の情報を無線通信局に提供する。

－　打上げ失敗の日付。